

に出でずして尊氏に濫賞した事は實に建武の大業の失敗した所以である(第九十五代後醍醐天皇條)。

然し乍ら將來の運命に對して親房は「今の御門また天照大神より已來の正統をうけましましたぬれば、此御光にあらそひ奉る者やはあるべき、中々に斯くて靜まるべき時の運とぞ覺え侍る」と云つて、

フレデリック二世の政治學說(中)

文學士 中村善太郎

三 人間平等論及び國家起源論

次に是等の資料に基き、彼の政治學說の一況を述べむ。先づ人類の自然的平等、自然權平等に就きて彼の意見を徵するに、これ等の説は古來幾度となく論せられたる所なるも、國家、社會の最高の地位に上るべき運命の下に生まれし世襲君主の

神聖の流れを酌む正統の天子は假令一時賊の猛勢になやまされ給ふとも、遂には天照大神の加護に依つて天は再び明かに、やがては世も靜まり、南朝天子の皇威發揚の時が來るものと固く信じて居つたのである。

口より、明瞭大膽に平等論の稱へられしは、彼を嚆矢とすべし。而してかくの如き思想は、少年時代より感化を受けしストア學派キケロの説と、近世の法律哲學者グロチウス、ロック、ウォルフ等の説を受けしものと思はる。彼が皇太子時代一七三七年十一月二十六日 D. S. de Satna に宛てたる書翰に、⁹⁾

なるほゞ國王等は此世に於ける神の標象サインボならむも、この外何者にもあらず。彼等より權力、尊嚴、宮廷諂諂者を除かば、彼等の多くは徳もなく、何等賞讃を値せざる憐むべき人間なり。

といひ、また一七三九年七月四日付 Boileau 宛の書翰に⁽¹⁰⁾ ロルランが其の羅馬史の第二卷をフレデリックに送れりとの通知に接したる事を述べ、次に

卿の職業は卿に君主達を教導する權利を與ふ。卿は諂諂者の爲めに王位より遠ざけらるゝ眞理の聲を、君主達に傳ふる事を得。予は人道の爲めに、卿が國王ポアを普通の人間オムに、君主を人民フランスイナルに爲し得たらむ事を望む。

といひ、また一七三八年に書きし「歐洲政治團體の現状に關する考察」に、⁽¹¹⁾

多數者が王に身を委ぬるは、或一人の勢力を一層恐るべきものたらしめむとして、或一人の知識オムなるにあらず。

といひ、また「マキヤヴェリ駁論」に、⁽¹²⁾

人智の歴史より觀れば、人間境遇の差別は消え失せ、國王も普通の人間にて、すべての人間は平等なる如く思はる。其の間に差別ある如く感ずるは、外界の事物が人間の精神に及ぼす印象或は變化に左右せらるゝが爲めなり。

と述べたり。また一七五一年に、彼の相續者たる甥の教育を托せる Boileau 少佐に與へし訓會に⁽¹³⁾自ら自己の運命を開拓し行くが如き人間として教育すべき事を求め、

すべての人は平等にして、如何に高貴の生れオム雖、功績のこれに伴ひ支ふるに非ざれば、幻影に過ぎざる事を覺らしめよ。

といひ、また晩年に書きし「政府の形態及び君主の義務に關する説」の中にも⁽¹⁴⁾

君主は自身が臣民中の最も微賤なる者と同樣に人間たる事を忘るべからず。

とあり。また同じ論文中に⁽¹⁵⁾

確に何人も同サンフラン等の者の奴隷たる爲めに生まれ來りしものにあらず。

といへるは農奴を論ずる條にあらはれし文句にて、前の場合とは異なるも、人間平等の思想を傳ふる事は一なり。これによりて觀れば彼れが終始人類平等の思想を抱き居りし事は明らかにして、其の説は世襲君主の口吻として信せられず、寧ろ革命家、民主主義者の意見を聽くが如き感あり。然れども其の發表の形式及び用語の學問的ならざる爲め、たゞ漠然人類の平等を稱ふる如くに考へられ、法律哲學や國家哲學の専門家の學說にみるが如き明瞭なる觀念を我等に與へざるも、其片言隻語の中にかくの如き思想の含まれ居る事は認め得べし。即ち彼は人間の自然的平等より自然權平等を認め、社會建設によりて生じたる差別的關係を除きて考ふる時は、人間は孰れも平等にして平等の權利を有すと認むるなり。

四 國家の起源及社會契約論

次に彼の國家及び主權の起源と社會契約に關する説をみるに、「國家の形態及び國王の義務に關する説」の中に、⁽⁶⁾

太古の猶太人、埃及人は家長の率ゐる孤立せる家族に過ぎずして、未だ社會を組織せず。都市創造者立法者出現以前の希臘人や、エトルスキ、サムニテ、サピネの諸族も未だ社會を成さず。ケーザル征伐當時のガリヤルは社會はありしも、大ブリテンには未だ成立に至らず。ケーザルの後ゲルマニはなほ長く野蠻の状態を脱せず。かく人類が長く社會を組織せざりしは不思議にて、我々は如何にして人々が國民の團體に結合するに至りしかを知りたし。國民團體の創立は、漂泊人民の亂暴掠奪に對し、孤立せる人民が、他の豪族と連合して、彼等相互の防禦により彼等の所有物を確保するに起因す。これによりて法律作られ、法律は社會に個々の利益よりも一般の利益を先きにする事を教へ、人々

は刑罰を恐れて他の所有を犯さず、隣人の生命を脅さず、妻の身體財産を神聖なるものとして尊重す。而して社會全體が攻撃を受くる時は、各人これを救ふべき義務ありき。我等が他人に欲する事を我等も他人に行はざるべからずこの大いなる眞理は、法律及び社會契約 *Pacte social* の本義なり。これより我等の幸福の庇護所として、國家に對する愛の念發生す。然れども法律は監督者ありて、絶えず監督せざる時は、維持實行せられず。これ人々が選擇し自ら服從する有司の起源なり。即ち各人が優者スベリユールに服從する唯一の理由は法律の保存にして、主権のよつて起る源なるを忘るべからず。この有司は國家の第一プルミエールの奉仕者セルビテユールなり。

と。次に「歐洲政治團體の現状に關する考察」の中に、歐洲に於けるあらゆる紛争は、君主等が徒らに其の權利をのみ主張するに急にして、君主たるの義務を盡さざるにありとし(7)

多くの君主の誤は此にあり。彼等は神が彼等の光榮、幸福、尊大の爲めに、特に又特別の注意を拂ひて人間

の群を作り、(彼等に身の安全を托する)臣民は唯君主等の調節せられざる慾情の機械、奴婢たるべき運命を有する者なりと信ず。出發點たる主義既に誤れり。其の結果も誤ならざるを得ず。これによりて、誤れる光榮に對する調節せられざる執着、すべてを掠奪せむこの狂暴なる慾望、虐政、人性の價値を損するあらゆる不徳を生ず。君主にして此の迷想を去り、制度的目的に立ち歸れば、彼等が愛着する地位、君位は、人民の作る所なるを知るべし。……然れども、人々は其の仲間の中より、彼等を支配する爲めに、最も公正なる、父の役目を勤むる爲め最も善良なる、彼等の不幸に同情を表する最も親切なる、敵を防ぐ爲めに最も勇敢なる、破壊的の戦争に誤りて投ぜしむる事なき最も賢明なる人、簡單にいへば、國家を代表するに最も適當なる人、主権を法律公正の保護の爲めに使用し、罰せらる、事なくして罪惡を犯し虐政を行ふ道具に利用せざる人を選ぶべきを知るべし。

と述べ、君位は神より授けられしものにあらず

して、人民が自己の安全幸福の爲めに授けたるものなりと論ず。また「マキャヴェリ駁論」に⁽⁵⁹⁾

人民が自己の安全保存の目的より、彼等の争を決する裁判官、敵に對し彼等の財産を保護し、彼等の異れる利益を一つの共通の利益に結びつけむとする君主を必要とし、彼等の間より最も賢明、公平無私、慈悲深く、勇敢なりと考ふる者を選びて支配せしめたりとは、マキャヴェリの口より聞くを得ざるべし。

とあり。また「愛國心に關する書翰」には⁽⁶⁰⁾

社會契約 *Pacte social* は、同じ政府に屬するすべての人民の暗黙の約束 *convention tacite* にして、人民に對し、平等の熱心を以て團體共通の幸福の爲めに盡力する事を約せしめ、これより、各人の義務生じ、人民は彼等の財力、材幹、生れに相應して、國家の幸福に關係し寄與せざるべからず。

と言へり。これによりてみれば、彼の見る國家主權者、及び社會契約の關係は大體次の如きものと考ふるを得べし。一、國家は各個人が其の生命財

産保護の目的を以て作りしものなり。二、主權者は國家の法律保存の爲めに、人民の設けし有司にして、君位は神より授けられしものにあらず、人民の作れるものなり。三、國家及び主權者は、人民が自由意志を以て作り、且つ自由意志を以てこれに服従するにて、これ人民相互の暗黙の約束、即ち社會契約に基くものなり。而して此の社會契約に就きては、フレデリックは他の政治學者の如く、深く論及する所なく、其の意義甚だ曖昧なり。また *Pacte social* の語は、*Pruss* の説によれば、⁽⁶¹⁾ フレデリックの全集中、第九卷の「國家の形態及び國王の義務に關する説」と「愛國心に關する書翰」の二篇に、七回あらはれ居るのみにて、他に全く見えず。また此語は當時世評に上れるルッソーの民約篇中に用ゐし語を採用せし如きも、フレデリックが民約篇を精讀せりとは考ふるを得ず⁽⁶²⁾

五 國家形態論

國家の形態に關しては、古來幾度か論せられたり。或は理想的國家を單に空想するものあり。或は實現し得べきものとして力説するものあり。或は國家の形態を以て環境に應ずべきものとし、如何なる國家にも共通の最善の形態なしと論ずるものあり。フレデリックの如きは、專制君主國の相續者又は君主として、理想論を發表する事は極めて困難なる立場にあり。彼が比較的自由的立場にある皇太子時代に於ても、絶對に優秀なる國家の形態を認めず。その形態は周圍の事情によりて定むべきものとす。「マキヤヴェリ駁論」第十二章に曰く⁽²²⁾

宇宙に於ては、すべての物多種多様なり。人皆性質を異にする如く、自然は、國家の性質にも同様の變化を作れり。即ち國家は位置廣袤、人口、人民の精神、商

業、習慣、法律、長所弱點に於て異なれり。彼つて政府の差異著しく、詳細に亘れば千差萬別にて、醫師が萬病に効驗ある祕法を有せざる如く、政治家もあらゆる政府の形態に適用すべき一般法則を處方するを得ず。

と。又同書第十六章にも、⁽²³⁾フィチアスとアルカメーヌとが、各ミネルヴァの像を造りしに、フィチアスの作は粗雜なりし故、人々アルカメーヌの方を選びしも、其圓柱の上に置かるゝに及び、フィチアスの作遙にたちまさり、フィチアス賞金を得たり。これは遠近法と釣合とを解得せるによるこの例を引き、この釣合の法則は政治にも適用すべきものとす。大國家に適する事も、小國家に行ふべからざる事ありと論ず。彼の説は、すべての國家、すべての場合に適應するが如き國家の形態政策なしとするにあり。彼の環境よりせば、彼は必然君主政治の讚美者たらざるを得ざるも、必ずし

も無條件的讚美者にあらず。「マキャヴェリ駁論」
第九章に⁽²⁴⁾

自由の感情程我等に離れ難き者なし。最も開化せる人民より野蠻人に至るまで、皆同様に此の感情深く浸みこめり。これは我等が鐵鎖に繋がれずに生まれし故、束縛を受くる事なく生活するを望む故なり。世に偉人を出し、共和政治の起りしは、この獨立自尊の精神によるものにて、これにより人間の間に平等の精神起り、人々をして自然状態に近づかしむ。マキャヴェリは共和國に於て有力者等の同意を得て主權を掌握するもの現はるゝ事を想像するも、事實かゝる場合は起らず。共和の精神は強度の自由の精神より出る嫉惡より、唯一の主權者の思想を許さず。歐羅巴に於て君主の抑壓を脱せし國民あるも、自由意志より自由の境涯を脱して、奴隸状態に服せしものを聞かず。

と述べ、原理としては、共和政治を以て最も自然に適ひ、自然状態に近きものとしてこれを讚美し、彼の説く所はロック、ルッソの説と異なる

どころなし。なほ彼は一七四八年「ブランデンブルグ家記録」の中、「ホーヘンツォルレルン朝に於ける風俗慣習」に、⁽²⁵⁾

「すべての國家は完成の域に達するには、幾多の變遷を経るを要す。而して君主國が此に達するには共和國よりも遅く、またこの境地に止まる事短し。最も完全なる政府の形態を、よく治めらるゝ君主政治とすれば、最も速に制度の目的を達し、最もよく保存せらるゝは共和政治なり。蓋し良君主は生死の運命より脱するを得ざるも、賢き法律は不死なればなり。スバルタ、羅馬は武によりて國を建て、無敵の軍隊を造り、英傑の養成所となれり。ソロンが國法を興へしアゼンスは藝術の搖籃となり、アツチカの最後の破滅まで學問の庇護所たり。カルタゴ、ヴェニス、オランダは商業を國家の基礎とし、繁榮を致せり。共和政治にありては、國法と國家の興廢とは、密接なる關係を有し、兩者運命を共にするも、君主政治に於ては、政府の形態は唯君主の專制を基礎とし、法律軍隊産業は君主の意志に左

右せられ、君主更迭せば方針も一變す。共和政治にては、その目的、方法に統一あるも、君主政治にては無能の君主の次に野心家あらはるゝ等、絶えず新たな光景を呈し、國民の特性は涵養せらる暇なし。故に君主國にては、王位を脅す事なくして、變化に動ぜざるが如き強固なる基礎的方針を樹つる事必要なり。

またヴォルテールによりて訂正せられざる前の「マキヤヴェリ駁論」には⁽⁶⁶⁾

君主政治も共和政治に優れりといふべからず。哲人の君主政治は地上に於ける極樂を夢想するものにして、實際の専制は現世界を地獄と化する。

と論じ、概して君主國の興廢が、一に君主の個性にかゝり、政見政策が絶えず變動し、哲人政治が夢想に過ぎざるに對し、共和國にては、國家の目的施政の方針に、動搖を來す事なき點を以て、君主國に優れりとするなり。

然れども彼は最後まで共和政治の讚美者にあら

ざるは勿論、早く「マキヤヴェリ駁論」に於て共和政治を讚美すると同時に、共和政治の永續的のものにあらずして、種々の缺陷を有する事を指摘し、なほその後の論文書翰に於ても、共和政治を君主政治に比較し、反て後者の優れる事を述べたり。「マキヤヴェリ駁論」第九章に⁽⁶⁷⁾

「多くの共和國は、時の経過により倒れたり。これはすべてを待つ避け難き不幸の如し。如何にして共和國はその自由を奮はむとするすべての原因に對し、永久に抵抗し得るや。如何にして共和國は、陰謀、誘惑や内部の腐敗に對し、瓦解を防ぎ得るや。(利己的精神が人間に漲る間は)まだ自由の爲めに憂ふべき誘因や、野心家腐敗漢を誘ふ危機を豫言し、これより救ひ得るや。軍隊が臆病者に統率せらる時は、敵國に侵略せらるべく、勇者これを率ゐる時は、戦後國家を危くする恐れあり。共和國は虐政の淵より自由の峰に高めらるも、再び自由より奴隸状態に陥る。デモステネスの時マケドニアのフィリップに反抗せしアゼンスが、アレク

サンドルに屈し、國王放逐後王政を嫌ひし羅馬人が、數世紀の革命後皇帝の暴虐を受け、チャールス一世を倒せし英人は、護國卿の壓制を受く。共和國自ら君主を選ぶにあらずして、野心家が機に乗じて國家の意志に反し、これを服従するなり。人間が生れ、或る期間生活し、病氣または老年の爲めに死する如く、同様に共和國も造られ、數世紀榮え、或個人の豪勇が敵國の軍隊の爲めに滅ぶ。世界のすべてのものには時あり。すべての君主國、最も有力なる王國も一時なり。共和國もかゝる時節の來るを知るべし。而して餘りに有力なる門閥は國家の禍源なり。君主、たゞへ良君主の思想と雖、自由なる共和國民には容れられざるものなり。蓋し一個人の意志よりも、法律に従ふを優れりとするべし。

と。また「愛國心に關する書翰」に⁽²⁸⁾

人類は孤獨を好まず、最も野蠻なる者も少き社會を造る。文明人は社會契約を結び、相互補助し、公共の福利を求む。然れども、この相互補助の已む時、全體

の混亂、更に各個人の破滅を招く。先例少からず。羅馬の兩共和國は平等の法律の下に造られしもその滅亡に當りては、希臘人は相互の嫉惡により、全體の不幸を招き、羅馬にては、共和國民として、餘りに有力なる數名の野心家の爲めに、政府は倒れた。世界に於て、何物も安定ならず。歴史によれば、共和國の滅亡は、密情に旨目なる國人の所業にて、國家の利益を無視して個人の利害を先きにし、社會契約を破り、自ら屬する社會と戦へるがためなり。然れども賢明仁慈なる君主政治は、今日に於ては專制政治よりも寡頭政治に近し。國家を支配するものは法律のみ。司法、財政、外交、商業、軍事、警察、地方政治に關し諸の會議存立し、これに干與する人には皆主權を分有す。君主は最早我意を貫かむとする專制者にあらず。また君主政治には、共和政治に見るを得ざる評議の秘密を守るの利あり。多くの機關が協力し、恰も四頭挽二輪者の如く公共の幸福を計る。また君主政治には、共和政治に見るが如き黨争少なし。唯例外は、

土耳其政府及び君主の利益を各人の利益を密接ならしめざる政府のみ。よく統治せられ居る君主國は一家の如くなるべし。君主は父にして、國民は子なり。共に利益を同じくす。蓋し君主は國民の不幸なる時に幸福なるを得ざるなり。君臣の結合固ければ、報恩の義務は善良なる國民を造る。蓋し國家との結合密接にして離るゝを得ず、これに離るゝは、すべてを失ひ何物をも獲る所なければなり。スバルタは寡頭政治にして、國家に忠實なる多くの偉人を出し、羅馬は自由を失へる後多くの偉人、善良なる皇帝を出せり。

と述べまた、「現代史」第一卷には

瑞典は共和政治となりても、(註フレデリックは一九一九年の憲法改正により瑞典は共和政治に變ぜり) (29) となほ王國時代の尊嚴を維持し、他國民よりも優越の地位にありと信ず。グスタフ・アドルフ、チャールス十二世の天才は、國民の精神に強き印象を與へ、運命の變化や時代もこれを除くを得ず。瑞典の例は、君主國が共和國に變ずる場合に、劣等の地位に陥る事

を證明するものなり。君主國時代の光榮を愛する代りに陰謀を企て、公平無私の念は貪慾となり、公共の考は私慾の犠牲となり、議會には佛、露風の黨争行はる。これ等の缺陷を持ちながら、瑞典人はなほ王國時代の征服慾を保存せり。これ共和の精神に反す。

と。また同書第七章に

チャールス十二世後瑞典軍の名聲の衰へしは、憲法の變更によれり。王國にては、軍隊は尊敬せられ、國家を危くする事なくして國防の役目をなすも、共和國にありてはこれに反す。共和國は性質上平和的ならざるべからず。軍隊は卑まれ、革命に對する危惧より將帥は恐れられ、野心は陰謀に變り、不知不識の裡に墮落の程度加はり、名譽心は失はるゝに至る。これ運命が何等價値なき方法によりて開拓せられ得るが爲めなり。また共和國にては秘密は嚴守せられず。彼等の敵は彼等の計畫を豫知し、これに對して豫防するを得るなり。

と。また戦争に關して、君主國のみが好戰國にあ

らず、大軍を動かす事必ずしも無謀に非ざるを辨じ、「偏見論に對する辨」に於て⁽³⁷⁾

「戰爭をなすは國王に限ると思ふなかれ。共和國も絶えず戦へり。希臘はエトリヤ同盟の滅ぶまで、絶えず他國民と戦へるに非ずや。また如何なる王國と雖、羅馬共和國程多く戦へるものなし。また近代の共和國ヴェニス、スウイス、英吉利、和蘭も然り。瑞典も共和國時代となりても、王國時代と同様に戦へり。波蘭に就きては、こゝに永久の平和ありと考ふるならば、その現在と過去とを見よ。君の説によれば、歐羅巴のすべての政府は、クエーカーを除けば暴虐野蠻なり。何が故に共通の點を有するに係はらず、獨り君主國のみを難するや。

と言ひ、またダランベール宛の書翰に⁽³⁸⁾

ルイ十四世が大軍を動かせし事を難するも、既に以前羅馬人は大軍を動かす風を開けり。またルイは隣國の嫉惡に對し、敗殘者たるを好まず、西班牙王室の衰微を利用せしなり。大軍を擧ぐる事必ずしも農工業を害

せず。農工業に従事する者は、所要の人數以外には必要なし。剩餘は乞食強盜と變ずる恐あり。また大軍を動かす時は、戰爭の期間を短縮し、七八回の戦鬪により平和を齎すを得。

と。以上彼の論ずる所によれば、自由と平和を國是とする共和國は、國家の理想的形態なるも、實際より觀れば、種々の禍根その裡に伏在し、共和政治の下には、國民の利己的感情強く、相互の嫉惡により内部の紛争を招き、陰謀續發し、黨争熾烈を極め、軍備を擴張せば國家の實權將帥の手に陥り、共和の精神を失ひ、然らざれば、隣國其の隙を窺ひ、結局共和國は篡奪者の餌となりて專制君主國となるか、外國の侵略を蒙りて其の併吞より免るゝを得ずとし、共和の形態を以て永續的のものに非ずと論じ、反て近代の君主政治には、主權を掣肘する機關備はり、君主は專制なるを得ず、君主慈父の心を以て民に臨まば、君臣の利害

一致し、共和政治に優れるものありと斷せり。また君主政治より共和政治に變じたる國家も、再び專制國に復歸すべく、大軍隊の使用、尙武主義が必ずしも君主國の特徴にあらず。共和國も軍國主義を奉ぜりとし、且つ大軍隊使用が必ずしも非難すべきものに非ずと論じ、君主國家の爲めに辯明する所あり。また彼の謂ふ所の共和國の中には、古代の希臘、羅馬、ヴェニス、スイス、和蘭等、普通に共和國と認めらるもの、外に、當時の波蘭、瑞典の如き、專制政治より寡頭政治に轉じたる君主國をも加へ、更に名譽革命後主權の人民に移轉したる英國をも加へたり⁽⁹⁾。また君主國には相續國選舉國、篡奪または侵略によりて獲たる國家、または君主獨裁、宰相專制の國家をも含み、君主國としての概括的の批判を加ふる外に、其の性質の相違に應じて異なる批判をなせり。而して以上彼の論する所の共和國君主國に關する議論には、前

後矛盾せる所少なからざるは、一見して明瞭なり。彼の共和政治に對する讚美論は、明らかに當時の政治學説たる純理主義の契約説に基く自由偏重説より出で、その共和政治の弱點を指摘し、君主政治を讚美せるは、歴史的研究と當時の實際政治の考察、彼の環境より立論せるものなり。從つて彼の學説は専ら十八世紀一般の思潮たる純理主義啓蒙思想のみ追從するを得ず。更に特殊研究に進み功利主義的學説に移り行きしものと考ふべきなり。

註 (前號に續く)

- (9) Oeuvres de Frédéric le grand t. XVI p. 345 Correspondance de Frédéric avec M. de Sühm
- (10) Ibid. t. XVI p. 239 Correspondance de Frédéric avec Rollin.
- (11) Ibid. t. VIII p. 25 Considérations sur l'état présent du corps politique de l'Europe.
- (12) Ibid. t. VIII p. 88 J' Antinrachivel.
- (13) Ibid. t. IX p. 39 Instruction au Major Boncke.

- (14) Ibid. t. IX p. 208 Essai sur les formes de gouvernement et sur les devoirs des souverains.
- (15) Ibid. t. IX p. 205 Essai sur les formes de gouvernement et sur les devoirs des souverains.
- (16) Ibid. t. IX p. 195-197 Essai sur les formes de gouvernement et sur les devoirs des souverains.
- (17) Ibid. t. VIII p. 25 Considérations sur l'état présent du corps politique de l'Europe.
- (18) Ibid. t. VIII p. 65 L'Antimachiavel chap. I
- (19) Ibid. t. IX p. 227 Lettres sur l'amour de la patrie
- (20) Ibid. t. IX p. 196 Essai sur les formes de gouvernement et sur les devoirs des souverains.
- (21) Enlil du Bois-Reymond, Friedrich II ur. J. J. Rousseau.
- (22) Ibid. t. VIII p. 100 L'Antimachiavel chap. XII.
- (23) Ibid. t. VIII p. 113 L'Antimachiavel chap. XVI.
- (24) Ibid. t. VIII p. 91 L'Antimachiavel chap. IX
- (25) Ibid. t. I p. 238-239 Mémoires pour servir à l'histoire de la maison de Flandebourg. Des meurs et des coutumes sous la dynastie des Hohenzlern.
- (26) Ibid. t. VIII p. 204 Réfutation du prince de Metachivel chap. IX.
- (27) Ibid. t. VIII p. 91-92 L'Antimachiavel chap. IX.
- (28) Ibid. t. IX p. 215-217 Lettres sur l'amour de la patrie.

- (29) Ibid. t. II p. 20-21 Histoire de mon temps chap. I
- (30) Ibid. t. II p. 139 Histoire de mon temps chap. VII
- (31) Ibid. t. IX p. 143 Examen de l'essai sur les préjugés, par le 1769年に出た「L'Essai sur les préjugés, ou De l'influence des opinions sur les mœurs et sur le bonheur des hommes, ouvrages contenant l'apologie de la philosophie」に對する駁論として1770年に起草したラントール、及びヴォルテールに贈りしものなり。初めフレネリックはヴォルテールを同様に英國の憲政を讚美せしめ黨争熾烈の爲め法律の改廢濶々たるを喜ばずその制度に疑を抱き殊に七年戦争に於ける英國の曖昧なる態度一七六〇年フレネリックの危機に際し英國が同盟を脱退せし事を憤慨し「歐羅巴に於ける唯一の頼みやせし國民、海の勝利者は我等を憐みまた我等を苦しむ」(Oeuvres XII p. 175 Epître sur la méchanceté des quonnes)を讀し、米國植民の獨立に際し「は英國の植民に對する不信を攻撃し、植民の武力を輕視し傭兵を植民征討に使用せる事な非難せり。英國の同盟を脱退してフレネリックを孤立せしめたる事に就きては兩國の史家今日に至るまで論難する所なり。この對英感情は英國の制度に對する彼の管見、影響し英國の同盟脱退を以てその惡辣なる外交の外に内部の黨争に基くものとし前に賞讃して措かざりし英國の共和的制度に非難を加ふるに至れり。